

## 厚労省「第5回 特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」 承認要件について論点整理

2013/3/27

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会（座長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は3月27日、特定機能病院と地域医療支援病院の承認要件見直しについて議論を行った。

特定機能病院は高度の医療の提供や技術開発を主な役割とする一方、地域医療支援病院は紹介患者への医療提供などを通じてかかりつけ医等の支援や連携を行うことを目的としている。しかし、社会保障審議会・医療部会において役割の明確化や機能強化の観点から要件の見直しが必要であるとされ、同検討会により議論が進められている。

事務局はこれまでの議論で出された意見などを基に、承認要件見直しのための論点を整理。特定機能病院については、①都道府県に原則1カ所配置、②紹介外来制を原則化、③現在「年間100件以上」である発表論文数の要件に英語論文を追加、④更新制度を導入——などとした。構成員からは、承認要件が厳しくなるとみられることもあり、「『都道府県に1カ所配置』が難しいところもあるのではないかと。地域によって緩和するなどしてほしい」等の声が上がった。なお、要件緩和について、「要件を『OR』で設定できないか」との提案もなされたが、事務局は「『AND』で考えてほしい」と現行通り全ての要件を満たす場合のみ承認を受けられるとした。

また、地域医療支援病院については、①2次医療圏に原則1カ所配置、②退院調整部門の設置、③救急搬送の受け入れ件数を評価、④承認後に実態検証を実施——などの論点を提示した。これについて、島崎謙治構成員（政策研究大学院大学教授）は「この検討会で話し合うことではないが」と前置きした上で、「本来は、診療報酬による評価との関係も含め、制度の在り方そのものを見直すべきではないか」と問題意識を表明した。

### ■実態調査の結果を報告

また、事務局は2012年11月～2013年1月に実施した特定機能病院及び地域医療支援病院に関する実態調査の結果を報告した。

特定機能病院の調査結果では、それ以外の病院に比べ、高度な手術の実施件数や発表論文数、専門的な研修を行う医師の配置が多いことが示された。一方、地域医療支援病院では地域連携パスの使用が進んでいるが、退院調整部門や地域連携部門の人員配置はそれ以外の病院と大きな差が見られなかった。また、外来患者の紹介率・逆紹介率は56.2%・50.4%で、それ以外の病院は33.2%・21.6%だった。

事務局は構成員から出された意見を踏まえて論点を整理し、さらに議論を行っていく。次回の開催予定は未定。